



令和 2 年 6 月 1 日
海上保安庁

荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に向けて

～重要施設の追加について～

海上保安庁では、平成 30 年 9 月に発生した関西国際空港連絡橋へのタンカー衝突事故を受け、船舶交通の安全確保の観点から、平成 31 年 1 月 31 日より、同空港周辺海域での法規制の運用を開始するとともに、平成 31 年 4 月には、同空港周辺海域に加え、全国各海域において 40 箇所を重要施設（交通やライフライン等の断絶、代替手段がないことによる不利益等をもたらす施設）として選定し、これらの周辺海域において荒天時に錨泊制限等を実施しました。

結果として、令和元年の台風シーズンにおいては、これら全国 41 箇所の重要施設での走錨等に起因する事故を未然に防止しましたが、これら 41 箇所以外の施設にて走錨事故が発生したことから、フォローアップを行い、今般新たに、重要施設を 3 箇所追加しました。

今後は追加した重要施設周辺海域について海事関係者や施設管理者等とともに対応策を検討・策定し、国土交通省海事局、港湾局等と連携の上、走錨等に起因する事故防止に万全を期して参ります。

【添付資料】

- ・ 関空連絡橋事故を踏まえた荒天時の走錨事故防止対策について

- ◆ 海上保安庁ホームページに各管区における対応策を掲載しております。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/taiousaku.html>

関空連絡橋事故を踏まえた荒天時の走錨事故防止対策について 海上保安庁

- 平成30年9月、台風21号による影響でタンカーが走錨し、関西国際空港連絡橋に衝突する事故が発生。
- 同事故を踏まえ、これまで海上空港(連絡橋)など41箇所の重要施設の周辺海域において、荒天時における錨泊制限等を実施し、当該海域における事故を未然防止。
- 一方で、昨年も台風の影響で走錨に起因する事故が当該海域以外で発生していることから、国土交通省海事局、港湾局等と連携し、本年の台風シーズン到来前までに、現行の対策を継続的に検証する予定。

【対応策】

- I 監視・指導強化海域** …レーダー、AIS、カメラ等による監視体制強化及び無線等による注意喚起
- II 重点指導海域** … Iに加えて、強力な指導を行う海域を設定して巡視船艇による直接指導などにより、重点的に警戒する態勢を確保
- III 規制海域** … I及びIIに加えて、港則法や海上交通安全法による規制

※追加重要施設



(注)各海域における検討等を踏まえ、追加等がありえます。